

農業法人等の経営者の皆さんへ



「農の雇用事業」 募集のお知らせ (平成22年度 第2回)



全国農業会議所(全国新規就農相談センター)では、農業法人等が就業希望者を新たに雇用して、生産技術や経営ノウハウ等を習得させる研修を実施する場合に、研修経費の一部を助成する「農の雇用事業」の参加者を募集しています。

助成内容

**研修費用を、月額9万7千円を上限に、
最長12ヶ月間助成します**

＜主な対象経費＞

- ・法人等の指導者や外部専門家による指導に要する経費
- ・外部の研修会等の参加に要する交通費
- ・研修対象者の雇用保険・労働者災害補償保険料 等

募集期間

平成22年10月1日～10月22日（必着）

<お問合せ先> ～お気軽にご連絡下さい！～

岩手県の申請・相談窓口

岩手県農業会議 TEL:019-622-5825

全国農業会議所



きっと見つかる あなたの農業

全国新規就農相談センター

TEL 03-6910-1126

「農の雇用事業」に関する情報は
インターネットで

農の雇用

検索

クリック!

「農の雇用事業」ホームページ <http://www.nca.or.jp/Be-farmer/nounokoyou/>

「農の雇用事業」の実施に当たっての主な要件

※詳しい要件は、必ず募集要領でご確認ください。

- ① 新規就業者を正社員として雇用すること。
(パート、アルバイト等は対象となりません)

※ 平成22年4月1日～平成22年11月30日に雇用した場合が対象です。
※ 新規就業者と、雇用期間の定めのない雇用契約を締結する場合が対象です。
※ 当該新規就業者と過去に雇用関係(パート、アルバイトも含みます)がある場合は対象となりません。

- ② 原則として、雇用保険、労災保険に加入すること。
③ 税務署に給与支払事務所等の開設届けをすること。
④ 本事業と重複する他の助成(補助)を同時に受けることはできません。
⑤ 新規就業者が、農業法人等の代表の親族でないこと。
(※ 例外もあります。詳しくはお問い合わせください。)
⑥ 新規就業者が、過去に本事業の対象となっていないこと。



「農の雇用事業」に関する情報は
インターネットで

農の雇用

検索

クリック!

下記の支援も行っておりますので、ぜひご活用下さい。

求人活動をサポートします

従業員の求人を行っていらっしゃったら、各都道府県の農業会議までご相談下さい。
全国新規就農相談センターのホームページに求人情報を掲載して、就業希望者に広く情報提供するほか、就業希望者のご紹介もいたします。
また、就業希望者と直接面談できる就業相談会(会社説明会)をご案内します。

採用前の就業体験の実施を支援します

全国農業会議所では、正社員を採用する前に就業体験(原則として2週間以上)を行う農業法人等に対し、1人当たり2万円の助成を行っております。
採用前に就業体験を行うことにより、経営者と就業希望者の双方が農業への適性について確認でき、就業希望者の職場に対する理解も深まり、採用した後もスムーズに業務に当たることができます。
また、就業後に、新規就業者が自分が抱いていたイメージとのギャップを感じて早期離職することの防止にもつながります。ぜひご活用下さい。